

議案第4号

・雑誌スポンサー制度実施要項（案）について

匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、法人その他の団体又は個人が社会貢献活動の一環として匝瑳市立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、匝瑳市広告掲載に関する要綱（平成19年匝瑳市告示第74号）に定めるものほか必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、図書館の新たな図書館資料を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

（雑誌スポンサー制度の内容）

第3条 本制度の趣旨に賛同する法人その他の団体又は個人（以下「雑誌スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、雑誌スポンサーから提供された雑誌（以下「提供雑誌」という。）を図書館の雑誌として配架する制度をいう。

（雑誌スポンサーの対象）

第4条 雑誌スポンサーの対象は、本制度の趣旨に賛同する法人その他の団体又は個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体又は個人を除くものとする。

- (1) 匝瑳市広告掲載基準（平成20年1月17日制定）第4条に該当するもの
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるもの
- (3) 政治団体による政治活動を目的とするもの
- (4) 宗教団体による布教推進を目的とするもの
- (5) 過去において雑誌スポンサーの取り消しを受けたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当でないと教育長が認めるもの

（広告の掲出等）

第5条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の最新号の雑誌カバー（以下「カバー」という。）表面にスポンサー名称を表示し、裏面及び雑誌書架扉に広告を掲出することができる。ただし、雑誌スポンサーが個人の場合は、本項は適用しない。

2 提供雑誌の配架場所は、図書館の館長が決定する。

3 図書館は、図書館ホームページ等により雑誌スポンサーの名称等を公表す

るものとする。ただし、雑誌スポンサーが個人である場合又は雑誌スポンサーから申出があった場合は、匿名とする。

(広告の内容)

第6条 広告掲載をすることができる広告は、公共団体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 匝瑳市広告掲載要綱第3条に該当するもの
- (2) 匝瑳市広告掲載基準第4条又は5条に該当するもの
- (3) 個人の宣伝に係るもの
- (4) 良好的な景観又は風致を害するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めるもの

(広告媒体の規格等)

第7条 広告媒体の規格等は、別表のとおりとする。

(提供雑誌等の選定)

第8条 雑誌スポンサーは、図書館が選定した雑誌一覧の中から、提供雑誌等を選定するものとする。

(雑誌スポンサー期間)

第9条 雑誌スポンサー期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年度間とする。

- 2 ただし、掲出の決定が1月から3月までの間になるときは、広告主との協議により雑誌の提供を含め、新年度の4月1日からとする。
- 3 雑誌スポンサー期間は、途中で解約を申し出ることはできない。
- 4 雑誌スポンサーが募集期間中に提供雑誌のスポンサーを希望する場合には優先的に継続することができる。

(掲載料金)

第10条 広告の掲載料金は、スポンサーとなる雑誌の購入代金とする。

(募集期間等)

第11条 募集期間は毎年2月1日から2月末までとし、先着順に受け付ける。

- 2 申込希望者は、前項の規定にかかわらず、募集期間を過ぎた場合であっても、雑誌スポンサー制度に申し込むことができる。この場合において、雑誌スポンサー期間は、教育長が承認した日の属する月の翌月1日から当該年度の3月31日までとする。

(申込方法等)

第12条 雑誌スポンサー制度に申込みをする者（以下「申込者」という。）は、匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（第1号様式）に、次に掲げ

る書類を添付して、教育長に提出するものとする。

(1) 法人その他の団体の場合においては、会社概要（業務内容が分かるもの）

(2) 個人の場合においては、本人であることを証明できる書類

(3) 広告の掲出を希望する申込者にあっては、掲出希望の広告案

2 申込書の記載内容に瑕疪又は虚偽が判明した場合は、教育長は当該申込者について雑誌スポンサーの申込みが無かつたものとみなすことができる。

(雑誌スポンサーの決定)

第13条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を、匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度申込結果通知書（第2号様式）により通知する。

(提供雑誌の購入代金の支払及び納入)

第14条 提供雑誌は、原則として、図書館が指定する雑誌納入業者から購入するものとし、購入代金は、雑誌スポンサーが雑誌納入業者に直接支払うものとする。

2 雑誌納入業者への支払は、一括先払とし、定価の変動等により過不足が生じた場合は年度末に精算するものとする。

3 振込手数料等支払に必要な一切の経費は、雑誌スポンサーの負担とする。

4 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館及び雑誌スポンサーの双方で協議の上対応する。

(提供雑誌の所有権)

第15条 図書館が提供を受けた雑誌の所有権は、匝瑳市に帰属する。

(責務)

第16条 掲出する広告の内容についての責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、苦情その他の問題が発生したときは、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第17条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、雑誌スポンサーの決定を取消すことができる。この場合において、既に支払われた提供雑誌の購入代金は返還しないものとする。

(1) 第4条各号のいずれかに該当したとき。

(2) 雑誌スポンサーが倒産、解雇等により消滅したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとして適当でないと教育長が判断したとき。

2 前項の規定により雑誌スポンサーの決定を取り消したときは、匝瑳市図書館雑誌スポンサー取消決定通知書（第3号様式）により通知するものとす

る。

(広告内容の変更)

第18条 雑誌スポンサーが広告内容の変更をしようとするときは、広告内容の変更届（第4号様式）に、新たに掲示しようとする広告の図案及び原稿その他の関係書類を添付して教育長に提出しなければならない。

(雑誌の提供の中止)

第19条 雑誌スポンサーが雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を中止しようとするときは、雑誌の提供中止届（第5号様式）を教育長に提出しなければならない。

(協議)

第20条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館と雑誌スポンサーが、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第21条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表（第7条関係）

### 広告媒体の規格等

#### 1 広告媒体

雑誌カバー及び雑誌架に貼付する媒体は紙又はフィルム等とする。

#### 2 スポンサー名の表示

雑誌及び雑誌架のスポンサー名の表示については図書館が作成する。

##### (1) 規格

- ①縦4センチメートル、横13センチメートル以内とする。
- ②地は原則白色の黒文字とする。
- ③雑誌スポンサー制度により提供された雑誌である旨を記載する。

##### (2) 貼付位置

- ①雑誌カバー表面は雑誌カバー中央より下部に貼付する。
- ②雑誌架は雑誌名の下に貼付する。
- ③いざれもスポンサー名の下に、雑誌スポンサー制度により提供された雑誌である旨を記載する。

#### 3 広告の表示

広告についてはスポンサーが作成する。

##### (1) 規格

- ①雑誌カバー用はカバーの縦横の寸法未満とする。
- ②雑誌架用はA5判横とする。

##### (2) 貼付位置

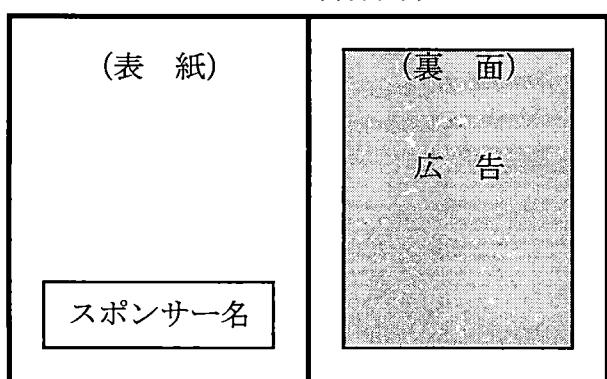
- ①雑誌カバーの裏面とする。
- ②雑誌架の配架位置中央部とする。

#### 4 規格及び添付位置

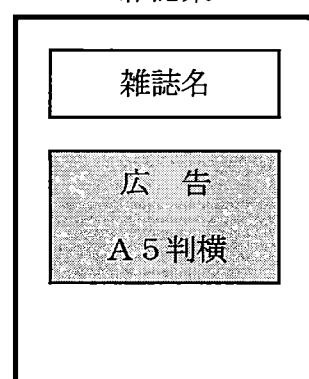
雑誌や雑誌架の大きさ等により適宜調整する。

#### 5 スポンサー名及び広告の表示位置

カバー (最新号)



雑誌架



第1号様式（第12条関係）

匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度申込書

年　月　日

匝瑳市教育委員会教育長 あて

申込者 所在地（住所）

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第12条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。なお、申込みに当たり以下の事項を誓約します。

- (1) この申込書及び添付書類は、事実と相違ありません。
- (2) 匝瑳市図書館雑誌スポンサー制度実施要項を遵守します。
- (3) 匝瑳市図書館雑誌スポンサー制度実施要項第4条各号に該当しません。

記

提供雑誌 及び提供先	雑誌の名称	刊行の形態	提供先図書館
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 八日市場 <input type="checkbox"/> のさか
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 八日市場 <input type="checkbox"/> のさか
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊 <input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 八日市場 <input type="checkbox"/> のさか
提供開始 希望期間	年　月　日	～	年　月　日
区分	<input type="checkbox"/> 個人		<input type="checkbox"/> 法人・団体
広告掲示	掲出しない (第5条第1項による)		<input type="checkbox"/> 希望する
添付書類	本人確認できる書類 (運転免許証のコピー可)		①会社概要(業務内容がわかるもの) ②広告案
担当者氏名 及び連絡先 (法人・団体)	部　署 担当者名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス		

該当する箇所をチェックしてください。

ご記入いただいた個人情報は、匝瑳市個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度の運営のみに使用します。

第2号様式（第13条関係）

匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度申込結果通知書

年 月 日  
第 号

様

匝瑳市教育委員会教育長

印

匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第13条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 雑誌の名称

2 記載の可否 承諾 • 不承諾

3 提供図書館 八日市場 • のさか

4 掲載期間 年 月 ~ 年 月 日

5 備考

(不承諾の場合は、その理由)

第3号様式（第17条関係）

匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度取消決定通知書

年　月　日  
第　号

様

匝瑳市教育委員会教育長

印

匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第17条第2項の規定により、下記のとおり取り消します。

記

1 雑誌の名称

2 提供図書館 八日市場・のさか

3 掲載期間 年　月　日 ～ 年　月　日

4 備考

(取消の理由)

第4号様式（第18条関係）

広告内容の変更届

年　月　日

匝瑳市教育委員会教育長 あて

届出者 所在地（住所）

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

雑誌スポンサーの広告内容を変更したいので、匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

広告の 変更時期	年　月　日
主な変更点	
担当者氏名 及び連絡先 (法人・団体)	部　署 担当者名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス

新たに掲示しようとする広告の図案及び原稿等を添付してください。

第5号様式（第19条関係）

雑誌の提供中止届

年　月　日

匝瑳市教育委員会教育長 あて

届出者 所在地（住所）

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

都合により、匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度による雑誌の提供を中止したいので、匝瑳市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第19条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

提供雑誌 及び提供先	雑誌の名称	刊行の形態	提供先図書館
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊	<input type="checkbox"/> 八日市場
		<input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（　　）	<input type="checkbox"/> のさか
		<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊	<input type="checkbox"/> 八日市場
		<input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（　　）	<input type="checkbox"/> のさか
	<input type="checkbox"/> 週刊 <input type="checkbox"/> 月刊	<input type="checkbox"/> 八日市場	
	<input type="checkbox"/> 季刊 <input type="checkbox"/> その他（　　）	<input type="checkbox"/> のさか	
当初の 提供期間	年　月　日	～	年　月　日
提供を中止 する時期 又は巻号	年　月　日	(　　)	号)から中止希望
担当者氏名 及び連絡先 (法人・団体)	部　署 担当者名 電話番号 FAX 番号 メールアドレス		

該当する箇所をチェックしてください。

(注) 年度途中で解約はできません。